

amazon × JETRO

JAPAN  STORE

2026年度  
JAPAN STOREを活用した  
越境EC促進事業（米国・英国）  
募集要項

ジェトロ（日本貿易振興機構）  
デジタルマーケティング部  
ECビジネス課

お問い合わせ



よくあるご質問

※お問い合わせ前にご覧ください

お問い合わせ  
フォーム



ジェトロウェブサイト  
Amazonウェブサイト

# はじめに

「**自らの力で米国・英国のAmazon出品・販売にチャレンジしたい**」企業に対し  
JETROとAmazonが連携し、各社の取組を後押しします。

## 海外Amazon販売を加速させる3つの活用方法

### ◆ 「露出機会」の活用

Amazonサイト内の特設ページ「JAPAN STORE」への掲載により  
自社商品が現地消費者の目に触れる露出機会を補強する

### ◆ 「課題」の把握

アカウントデータに基づくパフォーマンス診断や戦略レビューを通じ  
自社だけでは気づきにくい課題の可視化で、改善アクションを知る

### ◆ 「知識」の獲得

最新の市場トレンドやAmazon運用のノウハウを習得し、  
EC運用スキルを向上させる

## こんな方におすすめ

### ◆ 自ら学ぶ

Amazon販売の基礎知識やルール（物流・認証等）を  
自ら調べ、必要に応じて主体的に相談する

### ◆ 自ら実践する

セミナーやアドバイスで吸収した内容を、  
自社の取組に反映・実行する

### ◆ 自ら解決する

輸出可否の確認や規制対応など、メーカー・販売者として  
取り組むべき事項を主体的に遂行し、トラブルの未然  
防止および解決を図る



米国・英国

海外Amazon販売の基礎知識は  
こちらもご参照ください

- [越境EC基礎知識](#)
- [海外販売事前準備ガイド](#)

# プログラム概要

- ・実施主体：日本貿易振興機構（ジェトロ）、アマゾンジャパン合同会社
- ・内容：Amazon（米国/英国）への出品販売サポート、およびプロモーションのサポート
- ・実施期間：2026年4月1日～2027年3月31日（通年実施）
- ・応募期間：【第一期】4月下旬～6月末、【第二期】9月～11月
- ・対象地域：米国 / 英国
- ・対象企業：日本企業および日系企業（在米/在英）

日本企業：在日本企業、個人事業主の場合は開業届を税務署に提出済みであること

日系企業：日本企業の商品を取り扱っており、10%以上日本企業の資本が入っている

在米・在英の事業者（企業もしくは事業登録がなされている個人事業主）

- ・参加条件：「対象カテゴリと商品に関する定義」 ([p.9](#)) および「企業要件」 ([p.10](#)) をいずれも満たすこと
- ・参加料金：**無料** ※Amazon出品にかかる費用は自己負担
- ・定員：**米国 1200社程度、英国 400社程度**（2025年度からの継続参加企業含む）

**申込企業に対しジェトロおよびアマゾンジャパンにて審査を行います。定員に達し次第募集を終了します。**

なお、本プログラムは「[新規輸出1万者支援プログラム](#)」におけるジェトロと独立行政法人中小基盤整備機構（以下、「中小機構」という）との連携の一環として、中小機構の協力を得て実施します。中小機構が実施する越境ECに関するセミナーやイベントのご案内、越境ECに役立つ情報等を、本プログラムの参加者にお届けします。

## 学習・実践の機会提供

### これから出品/出品直後の方

出品準備・出品直後に**必要な取組みを学ぶ機会**を提供

- 出品準備 個別伴走
- 出品準備 少人数制セッション
- スタートダッシュ成功パック (1on1)

### 継続的に販売している方

現状分析や戦略検討のノウハウを学び**実践する機会**を提供

- パフォーマンス診断 (個別診断・面談あり)
- 定期戦略レビュー

### 参加者共通

**Amazon関連最新情報**の入手、

Amazon担当者への販売に関する**相談**などが可能

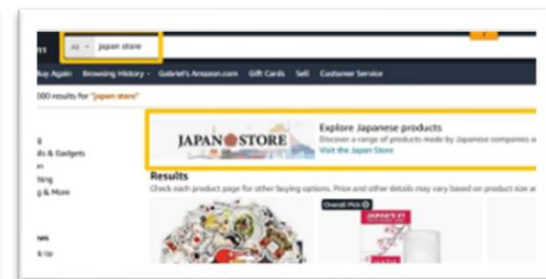
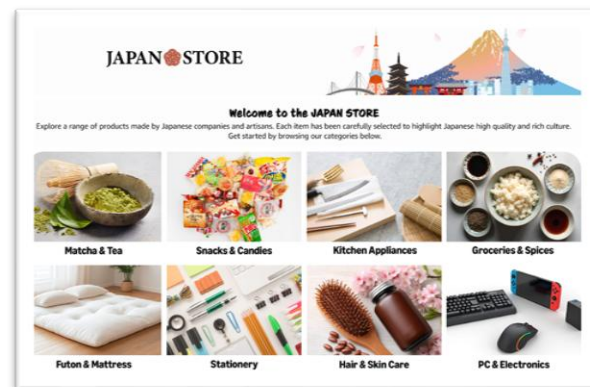
- 売上拡大ポイントセミナー
- 問い合わせ窓口
- お役立ち情報のメール配信
- 参加企業限定 専門サポート提供事業者リスト提供

※実施施策の内容は予告なく変更される可能性があります。

## 特別プロモーション

### JAPAN STORE特設ページのオンラインプロモーション

- Amazon内でのJAPAN STOREページの広告露出
- Amazonユーザー向けPRメール配信 ※英国のみ
- カテゴリ別集中プロモーション など



▲ジャパン関連キーワード検索時に  
JAPAN STOREのロゴやバナーを表示

### 海外現地イベント (BtoC) での商品展示

- 米国を中心にオフラインイベントを複数実施  
JAPAN STORE参加事業者から展示商品を募集 (予定)

# これから出品・出品直後の方

JAPAN STORE  
限定!

出品準備～最初の売上創出まで  
必要な取組みを学びながら実践する機会を提供

## ■ 出品準備 個別伴走

各社にアマゾンジャパン担当者がつき  
アカウント登録後～出品開始まで  
進め方を相談しながら準備いただけます。

- アカウント作成方法
- 商品登録方法
- 配送方法（FBA利用方法）
- 英国VAT登録（登録手続きのアドバイス・サポート）

## ■ 出品準備 少人数制セッション

Amazonツールの使い方の基礎や躓きポイントを  
Zoom説明会、Q&Aセッション、レクチャー資料で  
学びながら実践いただけます。

- アカウント登録～出品開始の流れ
- 商品登録、バリエーションの組み方
- 納品プラン作成
- ブランドストア設定
- 広告・Vine設定

## ■ スタートダッシュ成功パック（1on1）（申込制）

出品後、スムーズな売上創出がその後の売上拡大の鍵です。  
Amazon販売の基礎知識や取組みについて  
個別アドバイスを受けながら最初の売上創出を目指せます。

- 最長3カ月、最大5回のWeb面談を2～3週間に1回程度実施（予定）  
（例）
  - 1回目：Amazon販売基礎知識の理解、売上の目標設定、各種ツールの理解と実践
  - 2回目：広告の概要理解と目標設定、運用方法やFBA在庫管理
  - 3回目：広告や価格の最適化・改善の理解と実践
  - 4回目：ブランドツールの理解、比較テストの実施
  - 5回目：振り返り、今後の方向性や目標の設定

定員 : 100社程度  
 募集 : 5月中旬～12月中旬（定員に達し次第終了）  
 対象国 : 米国・英国  
 対象 : 出品開始日が2026年1月1日以降である事業者  
 商標を保有し、ブランド登録をしていること\*  
 その他応募要件あり（詳細は参加後にご案内します）

\*ブランド登録：<https://sell.amazon.co.jp/brand-registry>  
 商標を保有するブランドのオリジナル商品を販売する事業者は登録可能

# 継続的に販売している方

現状分析や戦略検討のノウハウを学び  
実践する機会を提供

JAPAN STORE  
限定!



## ■ パフォーマンス診断（申込制）

現状のAmazon販売の取組状況を分析し、  
成長のボトルネックと改善アクションを可視化

- ① 3C分析などのフレームワークにもとづき  
Amazonアカウントデータから**各社の取組を診断**
- ② 品揃え、転換率、流入、広告、在庫について  
**現状の強みと弱みのスコアカード**を共有
- ③ **現状とアクション案**を面談で提示

診断結果次第で  
申込可能

定員 : 600~700社程度  
募集 : 5月中旬~3月下旬 (定員に達し次第終了)  
対象国 : 米国・英国  
上限 : **1社につき、四半期に1回まで**  
対象 : 2025年12月31日以前に米国または英国  
Amazonで出品を開始していること  
商品が販売中の状態であること

## ■ 定期戦略レビュー（申込制・審査あり）

コミットできる企業にはさらなる売上拡大を目指す  
「戦略レベルのアドバイス」を「定期実施」

- **四半期ごとの戦略レビュー、随時個別相談**
  - ・ **カテゴリ別戦略策定**・品揃え拡大  
(需要データ・トレンド分析提供)
  - ・ **ブランド最適化**・カタログ最適化  
(ストア開発、A+コンテンツ、画像・動画最適化)
  - ・ **フルファネル広告戦略**  
(スポンサーブランド、スポンサーディスプレイ、  
ターゲティング最適化)
  - ・ **リピーター獲得施策**・新規参入カテゴリ分析

定員 : 50~70社程度  
募集 : 5月中旬~3月下旬 (定員に達し次第終了)  
対象国 : 米国・英国  
対象 : **パフォーマンス診断実施事業者のうち、  
取組状況や商品ポテンシャルの基準を満たす事業者**  
基準 : 診断課題への改善実行意思など  
その他応募要件あり (詳細は参加後にご案内します)

# 参加者共通

JAPAN STORE  
限定!

Amazon関連最新情報の入手や  
販売についてのAmazon担当者への相談が可能

## ■ 売上拡大ポイントウェビナー

Amazonでの売上拡大において  
知っておくべきポイントを確認できます

- 年間10回程度（予定）
- トピック例：  
広告運用、商品ページ作成、商戦期情報、  
納品・在庫管理、他社事例紹介 など
- 参加企業向けマスメール経由で参加者募集

## ■ お役立ち情報のメール配信

Amazonから生の最新情報を入手できます  
配信頻度：月1回程度

- 商品の需要、売れ筋、市場動向
- 売上拡大方法、プロモーションの手法
- 各国ポリシーやAmazonの仕様変更等の情報

## ■ 問い合わせ窓口

Amazon運用でわからない部分を  
アマゾンジャパンに直接お問い合わせいただけます

- Amazonツールの使い方
- 売上の上げ方
- テクニカルサポートへの確認のコツ

※テクニカルサポート関連のご質問は  
原則テクニカルサポートにご相談いただけます

## ■ 参加企業限定 専門サポート提供事業者紹介

個社独自にはすぐに解決に至れない課題に対し  
Amazon認定の専門サポート提供事業者のリストを提供

紹介事業者例

- 海外配送
- 外貨受取専用口座
- 現地認証取得
- VAT

※随時更新予定

JAPAN STOREプログラム参加企業の商品を現地消費者にプロモーションします

## ■ JAPAN STORE特設ページのオンラインプロモーション

1. 米英Amazon上に「JAPAN STORE」特集ページを設置
  - 売れている商品は「Best Seller」ページに表示
  - 新規出品者や商戦イベント参加でバナー掲載
2. 「JAPAN STORE」ページの米英Amazon内広告
  - ジャパン関連キーワード検索時に「JAPAN STORE」が出るよう広告を出し、ページに誘導
3. Amazonユーザー向けPRメール配信 ※英国のみ
  - 日本商品に関心のあるユーザー向けに「JAPAN STORE」ページをおすすめ
4. カテゴリ別集中プロモーション
  - カテゴリ別にAmazon内広告やPRメールを実施  
関心層に集中的にPRし購買に誘導  
“Japanese Food”, “Japanese Beauty”, “Crafted in Japan”など

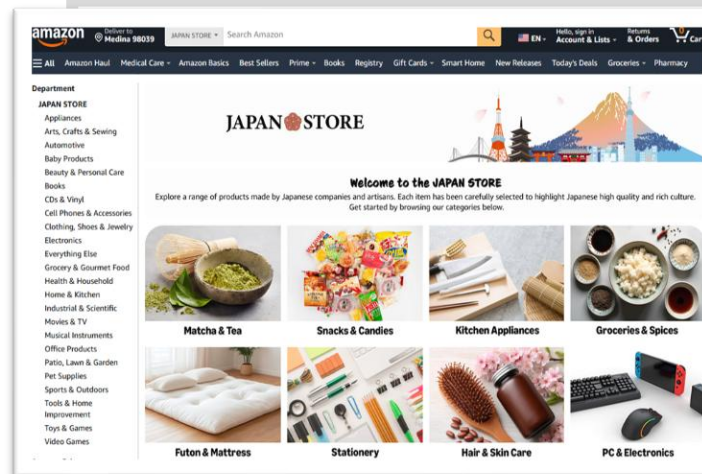
JAPAN STORE  
Crafted in Japan ▶



◀カテゴリページ例

## ■ 海外現地イベント（BtoC）での商品展示

- 米国を中心に年間数回実施予定
- 詳細が決定次第、参加企業向けに募集案内します



▲「JAPAN STORE」特集ページ

「JAPAN STORE」  
ページはこちらで  
確認👉

[Amazon.com](https://www.amazon.com) (米国)  
[Amazon.co.uk](https://www.amazon.co.uk) (英国)

# 参加要件① 対象カテゴリと商品定義

米国/英国への輸出可否やAmazon出品可否、必要な認証は予めご自身でご確認ください。  
出品商品の基準はAmazonの制限事項（米国/英国）に準拠します。

No.	対象カテゴリ	商品に関する定義
1	食品 (ただし、酒類、冷凍品、冷蔵品は除く)	日本で製造された商品
2	ファッション (ベイビー含む)	日本で製造された商品 または 日本企業および在米/在英日系企業により商品の規格を決定の上 設定した規格を満たしていることが保証されている海外製造商品
3	ビューティー・ヘルスケア	
4	キッチン	
5	ホーム (家電・家具・ガーデンなど)	
6	オフィス (文具・PC・産業系機械など)	
7	スポーツ・アウトドア (カー用品含む)	
8	ホビー (ゲーム・おもちゃ・ペット・楽器・本・DVD/CDなど)	

- 仕入れ商品の場合、**正規のルートで仕入れていること**が証明できること。
- 輸出入規制や販売規定、ガイドラインに準拠した商品であること。  
特に食品など現地認証取得が必要な場合、**必要な認証（米国の場合FDAなど）を取得できること**（JAPAN STORE参加後の取得も可）
- 対象外：酒類、冷蔵・冷凍品**、中古商品、アダルト商品、Amazonデバイスなど。  
Amazon（英国）では、脂肪、塩分、糖分が多い食品は、対象外（英国の規制に基づき露出・掲載が制限されるため）  
詳細は[Amazonのウェブサイト](#)を参照。
- その他、**Amazonの制限事項（米国/英国）**に準ずること。
- 商品の定義を満たしていることは自己申告制とし、上記定義に合致しない商品であることがジェットロもしくはアマゾンジャパン、またはAmazon（米国/英国）により確認された場合はストアから掲載を取り下げ、本プログラムの対象から除外します。

## 参加要件② 企業要件

1

日本企業および日系企業（在米/在英）であること

日本企業：在日本企業、個人事業主の場合は開業届を税務署に提出済みであること

日系企業：日本企業の商品を取り扱っており、10%以上日本企業の資本が入っている在米・在英の事業者  
（企業もしくは事業登録がなされている個人事業主）

2

Amazon（米国/英国）アカウントで「**大口出品**」の形態で商品を出品すること

※詳細は[大口出品（米国）](#) / [大口出品（英国）](#)をご確認ください。

3

海外販売事前準備チェックを受講し合格基準を満たすこと

（物流実務や認証対応など、Amazon海外販売に必要な準備事項を事前に資料でご確認ください）

※詳細は申込フロー（[p.14](#)）を参照

4

定められた実施報告書やアンケートを指定の頻度でジェットロへ提出できること

かつ、過去のJAPAN STORE事業でジェットロが求める報告書・アンケートを提出していること

5

ジェットロやAmazonからの連絡に応答できること、かつ、

本事業の実施にあたり必要な企業・製品・その他情報をジェットロとAmazonの求めに応じて提供できること

6

本募集要項および参加要綱を確認し、ジェットロおよびAmazonが定める規約に同意できること

# 参加要綱

## 1. 参加者の資格

- (1) 商社や代理店など、製造者・生産者以外による申込の場合は、製造者・生産者の承諾を得たうえでの申込を行ってください。Amazonまたはジェットロが求める場合には、製造者・生産者の承諾を証明する書面を提出してください。また、第三者の権利を侵害することが確認される場合には参加および出品を取り消すこともあります。
- (2) 販売される国にすでに代理店等がある場合には、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業参加において、代理店等との問題が生じた場合に、Amazon及びジェットロはその責任を一切負いません。
- (3) 前項に該当する者であっても、過去にジェットロに損害を与えたことがあると判明した場合、過去にジェットロ事業への参加においてアンケートへの回答等参加要件を満たしていないことがあると判明した場合、意見の相違や連絡の不通などにより事業の実施に支障をきたすこととなるとジェットロが判断した場合、その他ジェットロが適当でないと認めた場合、参加の資格を有しないものとします。

## 2. 出品物

- (1) 出品物が、我が国外国為替および外国貿易等の関税関係法令以外の規定により、輸出に関して許可・許諾を必要とする場合は、参加企業の責任において事前に必要な許可等を取得するものとします。
- (2) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物の出品は禁止または制限します。

## 3. 参加料

- (1) 本プログラムへの参加料は無料です。Amazonへの出品にかかる登録料や各種手数料は参加企業各社負担とし、Amazonの規定する月間登録料が変更された場合には、それに準じます。
- (2) Amazonの提供するサービスを受ける際には、参加企業各社負担となります。また、Amazonの提供するサービスおよびAmazonの推奨する第三者が提供するサービスを利用し、参加企業が不利益を被ったとしても、ジェットロは一切の責任を負いません。
- (3) 本事業の参加費は本「募集要項」に定める通りです。募集要項で明示していない経費は、すべて参加企業負担となります。各種保険、出品物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費等は料金に含まれていません。

## 4. 参加の取り決め

- (1) 参加申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (2) 参加申込は、所定の期日までに本「募集要項」に定める方法で行うものとします。
- (3) ジェットロおよびAmazonによる参加者および出品物の審査を行います。不採択の理由は、回答できません。

## 5. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェットロおよびAmazonは、参加企業や商品が参加資格を有しないことが判明した場合、参加の承諾、取り決めをした時も含めて何時でも、それらを無効とすることができます。あわせてジェットロまたはAmazonに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェットロおよびAmazonが当該プログラム参加に起因または関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用等を含むがこれに限らない）を請求します。ただし、参加企業は出品資格の喪失に関して発生したいかなる損害の賠償についてジェットロおよびAmazonに請求できないものとします。
- (2) ジェットロおよびAmazonは、参加企業が本要綱に違反した場合、催告なしに、参加の承諾、取り決めを解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェットロおよびAmazonは、賠償請求できるものとします。

## 6. キャンセルポリシー

- (1) 参加申込後、キャンセルを希望する場合には、速やかにジェットロおよびAmazonへご連絡ください。相応の理由なしにキャンセルされた場合は、今後ジェットロが実施する事業の選考等において考慮される場合があります。

## 7. 事業の中止等

- (1) アマゾンジャパン及びその関係会社（以下「Amazon」と総称）及びジェットロは、ジェットロの責任に帰することのできない事由、外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により事業実施が困難になった場合など、本事業の一部または全部を変更または中止できるものとします。
- (2) 天災、現地の政情その他ジェットロおよびAmazonの責任に帰することのできない事由により本事業の一部または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェットロおよびAmazonは申込受領後であっても、本事業の一部または全部を変更または中止することがあります。その際、参加企業にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェットロおよびAmazonが補填することはできません。

## 8. 定めのない事項の発生

- (1) 全ての事項は本募集要項・参加要綱に定めます。本要綱に定めのない事項が発生した場合、またはAmazonが新たな事項を定めた場合、ジェットロおよびAmazonはその対策を決定することができるものとします。その場合、ジェットロおよびAmazonはすみやかに参加企業に通知するものとし、参加企業はジェットロおよびAmazonの決定した対策に従うものとします。
- (2) 募集要項および参加要綱に定めのない事項に関しては、ジェットロおよびAmazonがその対応を決定するものとします。

# 参加要綱

## 9. 反社会勢力の排除

(1) 参加者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- 1 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- 2 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- 3 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- 5 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
- 6 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
  - 1) 暴力的な要求行為。
  - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - 3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - 4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
  - 5) 前各号に準ずる行為。
- 7 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(2) 参加者が前項 9.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロおよびAmazonは事前の通知等なしに、参加の取り決めを解除できることとします。なお、この場合、参加者からの参加料金等の償還請求には応じられません。

(3) 前項 9.(2)の定めに基づき、ジェットロが参加の取り決めを解除した場合、参加者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。

(4) 上記 9.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、参加者が、9.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

(5) 以下に該当する場合は参加不可です。該当するとされた場合は不採択または採択取消、ジェットロおよびAmazonによるサポート対象外となります。

- 1 公序良俗に反する事業者
- 2 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者（風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律（昭和23年法律第121号））第2条により定める営業内容

## 10. 免責

- (1) ジェットロおよびAmazonは本事業に起因または関連して生じたあらゆる損害について一切責任を負いません。ただし、ジェットロおよびAmazonの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本事業はAmazonおよびAmazonの関係会社、連携先、協力先、Amazonから紹介を受けた先などが提供するサービスを販売事業者の判断により利用して実施するものです。商品流通過程およびAmazon等の提供するサービスに関して、販売事業者が不利益を被ったとしても、ジェットロは一切その責任を負いません。
- (3) 事業の中止、および要綱外事項の場合、これによって生ずる販売事業者の損害および不利益等について、ジェットロおよびAmazonは一切その責任を負いません。また、規制の変更・強化等によって出品できなくなった場合も、ジェットロおよびAmazonはその責任を負いません。
- (4) 本事業の参加により、本事業全体の成果（出品企業全体の動向に加え、公開済みのWEBページ上の製品画像や企業情報等も含む）の対外公表に同意したものとします。
- (5) Amazonサービスビジネスソリューション契約（以下BSA）[BSA米国](#)ないし[BSA英国](#)及びAmazonの定める各種規定を順守することとします。
- (6) 同一の申請者が、同一または類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の経費的支援や委託を受ける事業については対象外となる場合があります。

## 11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 12. その他

- (1) 参加企業はAmazonにおけるアカウントを転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。
- (2) 本事業実施にあたり、審査およびサービス提供時等に必要となる参加企業の企業・製品情報をジェットロとAmazonにより共有します。
- (3) 事業の申込時、及び期中に実施するアンケートにご記入いただいた情報は適切に管理の上、ジェットロ（及び連携先）の事業活動の評価及び業務改善（これを目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）、事業フォローアップのためにのみ利用します。ジェットロは、当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関、又は公的機関、独立行政法人、連携先（ジェットロの委託、請負先等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、ジェットロ又はこれらの者は、当該情報を統計的に処理した上で結果を公表することがあります。

上記のほか、詳細については[BSA米国](#)ないし[BSA英国](#)をご確認ください。

# 参加要綱

## 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

ジェットロの支援を受ける企業（以下「支援企業」といいます。）は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾いたします。

### 記

1. 支援企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。

2. 支援企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェットロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。

3. 支援企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェットロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェットロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェットロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェットロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する支援企業の登録又は資格等自体がジェットロにより取り消されること、及び／又は、ジェットロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェットロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。

4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、支援企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェットロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。

5. 支援企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェットロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェットロが支援企業に対しこれを求償することがあることを確認します。

6. 本特記事項の定めがジェットロと支援企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。

7. 支援企業は、ジェットロに対し、支援企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続を履践している者に、本条項の内容に同意する手続を担当させることを表明、保証します。

※注1：支援企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。支援企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェットロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から支援企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

#### ・リスト規制

支援企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト 安全保障貿易管理・リスト規制  
[安全保障貿易管理\\*\\*Export Control\\*リスト規制 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/safety/export_control/)

#### ・キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、支援企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html>

#### ・米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国内法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェットロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

#### ※ジェットロウェブサイト

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034\\_03.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf)

以上

# 申込ステップ

STEP 0

## 海外販売事前準備ガイドの確認【[こちら](#)】

お申し込み前に、Amazonグローバルセリングのウェブサイトから、海外販売事前準備ガイドをご確認ください。  
プログラム参加前の準備に必要な知識をまとめています。

STEP 1

## 海外販売事前準備チェック ※4月中旬公開予定

海外販売の準備が整っているか、確認するためのテストを受講いただきます。合否はアマゾンジャパンよりメールで通知します。

合格基準：①②の両方を達成すること

- ①基礎知識項目が80%以上
- ②実行準備項目が80%以上

✓ 合格基準に達した場合  
下記STEP2（申込）をご案内します。

✗ 合格基準に達しなかった場合  
本事前準備チェックを再度受験してください。  
再受験前にアマゾンジャパンに相談したい場合、  
合否結果メールに記載の「問合せフォーム」からご連絡ください。

STEP 2

## 申込

事前準備チェック合格者へのメールに記載の手順で、フォームにご回答ください。  
（※ジェットロ事業に初めてお申込みの方は、フォーム内で「お客様登録」が必要です）

**【申込締切】 2026年6月30日（火） 17:00 ※締切厳守**

※締切までに、STEP2を完了いただく必要があります。

※お申込み時にいただく企業・製品情報は、審査等のためジェットロとアマゾンジャパンで共有します。

審査結果通知

ジェットロおよびアマゾンジャパンで審査し、参加可否を通知